

＼中小企業のみなさまへ／

中標津町の中小企業へ融資します！

町内の中小企業または個人事業者を対象に、
町内金融機関を通じて融資します。

信用保証料を
補助します！

◎中標津町中小企業融資制度（マルナカ融資）

融資総額 6億2千万円

資金名	融資期間	融資限度額	融資利率	保証料率
短期資金	1年以内	1,000万円 以内	2.0%	信用保証協 会の規程によ る9段階の率 による
長期資金	5年以内	1,500万円 以内	2.2%	
	7年以内		2.4%	

融資対象

- 中小企業者、大企業者、事業協同組合、企業組合
 - 町内に独立した事業所または設備を所有している
 - 町内で同一事業を1年以上営んでいる
 - 町税等の滞納がない
- ※娯楽関係等の不急業種は対象になりません。



申込方法

下記の金融機関にご相談の上、金融機関を通じて
お申し込みください。

- 大地みらい信用金庫中標津支店 (☎72-2184)
- 大地みらい信用金庫りんどう支店 (☎72-0100)
- 北洋銀行中標津支店 (☎72-3271)
- 釧路信用組合中標津支店 (☎73-2700)
- 北海道銀行中標津支店 (☎72-8001)

保証料 補助

中標津町中小企業融資に伴い、北海道信用保証協会へ支払う
保証料の半額を補助します。

- ※マルナカ融資を初めて利用する方に限り、初年度のみ保証料の全額を補助します。
- ※長期資金は返済期間に応じ4年以内で分割し補助します。
- ※融資を繰上返済したときは保証料額の再確定を行い、補助金過多となる場合は返還を求めます。

◎お問い合わせ

〒086-1197 中標津町丸山2丁目22番地
中標津町 経済部 経済振興課 商工労働係
☎ 0153-73-3111(内線365) ☒ shoukou@nakashibetsu.jp



お気軽に
お問い合わせください！

Q & Aは裏面をご覧ください

中標津町中小企業融資制度 Q & A

Q 1. 融資対象外となる「娯楽関係等の不急業種」とは？

A 1. 日本標準産業分類における娯楽業のことであり、具体例としてはパチンコ店、マージャン荘、ゲームセンターなどが該当します。

Q 2. 融資限度額は一事業者一金融機関ごとの金額？

A 2. マルナカ融資における一事業者の金額です。複数の金融機関で借入れした場合、一事業者の限度額は長期資金・短期資金それぞれ、合計借入額で計算されます。

Q 3. 融資は一事業者1回限り？

A 3. 融資限度額以内であれば何度も借入れできます。

Q 4. 借入金を返済中に事業所を町外へ移転した場合はどうなる？

A 4. 融資対象が「町内に独立した事業所または設備を所有している方」であるため、町外へ移転した場合は、マルナカ融資を解消し繰上返済を求め、以降の保証料補助は行いません。また、繰上返済に伴い保証料額の再確定を行い、補助金過多となる場合は返還を求めます。

Q 5. 融資利率は変わることもある？

A 5. 毎年、町商工会・金融機関・町の三者で開催している金融懇談会にて翌年度の融資利率を決定します。そのため、融資利率が変わる場合があります。

Q 6. 保証料に係る補助金はいつもらえる？

A 6. 融資決定後、補助金申請のご案内をします。申請手続きを行っていただいた後、補助金を交付します。
補助金の交付の目安は、融資決定から概ね2か月後です。

Q 7. 長期資金で保証料を保証協会へ一括支払いした場合、町の補助も一括になる？

A 7. 保証協会へ一括支払いした場合でも、町の補助は1年ごとに分割支払いとなります。保証料の分割は、返済期間に応じた分割徴収割合にて4年以内で分割し、1年目～4年目すべて半額補助となります。
ただし、マルナカ融資を初めて利用する場合は、1年目に限り全額補助となります。